

半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入の支援を図ることを目的とした、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき交付する半田市強い農業づくり総合支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象及び補助金の額)

第2条 補助金の対象及び補助金の額は、交付等要綱別表1のⅠ及びⅡに定めるものとし、予算の範囲内において市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

(着工)

第5条 交付等要綱別表1のⅠ及びⅡの事業（以下「整備事業」という。）の着工は、原則として前条の交付決定に基づき行なうものとする。ただし、やむを得ず交付決定前に着工しなければならない場合は、半田市強い農業づくり総合支援事業交付決定前着工届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、整備事業に着工したときは、速やかに半田市強い農業づくり総合支援事業着工届（様式第4）を提出しなければならない。

(竣工)

第6条 補助対象者は、整備事業が竣工した場合には、速やかに半田市強い農業づくり総合支援事業竣工届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 補助対象者は、整備事業が完了したときは、半田市強い農業づくり総合支援事業

補助金実績報告書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付額確定通知書（様式第7）により補助金対象者等に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条の交付決定通知を受けた補助事業者は、半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付請求書（様式第8）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取り消し）

第10条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、支援事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行なったときは、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているとき又は補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項に規定する返還命令に係る補助金の交付決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助対象者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 補助対象者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該支援事業の交付の目的を達成するために取った措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第12条 補助対象者は、当該支援事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付申請書

半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

（以下の内容は経営体調書をもって代えることができる）

- 1 事業の目的
- 2 整備内容及び経費の内訳

整備内容	工期		総事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備 考
	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日		助成金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

3 経営改善目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了年月日 年 月 日

様式第2（第4条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市強い農業づくり総合支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

補助金は、事業に係る経費にあてるもので、その他の用途に使用してはならない。

様式第3（第5条関係）

年 月 日

半田市長 殿

住 所

氏 名

半田市強い農業づくり総合支援事業交付決定前着工届

半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付要綱に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、指令前に着工したいので、交付決定前着工届を提出します。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第4（第5条関係）

年 月 日

半田市長 殿

住 所

氏 名

半田市強い農業づくり総合支援事業着工届

半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付要綱に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
着工住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注：必要に応じ、工程表等を添付すること。

様式第5（第6条関係）

年 月 日

半田市長 殿

住 所

氏 名

半田市強い農業づくり総合支援事業竣工届

半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付要綱に基づく事業について、竣工しましたので届け出ます。

様式第6（第8条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

半田市強い農業づくり総合支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定がありました半田市強い農業づくり総合支援事業について、下記のとおり報告します。

記

（以下の内容は経営体調書をもって代えることができる）

- 1 事業の目的
- 2 整備内容及び経費の内訳（実績）

整備内容	工期		総事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備 考
	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日		助成金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

3 経営改善目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 融資機関等からの融資決定通知
- (2) 整備事業に係る契約書及び請求書等当該整備事業に係る事業費が確認しうる書類

様式第7（第8条関係）

半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けで提出があった実績報告書について、書類の審査等を行なったところ、交付決定の内容等に適合していますので、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第8（第9条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

半田市強い農業づくり総合支援事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定がありました半田市強い農業づくり総合支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付請求額 金 円

2. 振込み口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 店 農 協
口座番号	
口座種別	普通 ・ 当座
(フリガナ)	
口座名義人	